

最低賃金引上げ支援（助成金のご案内）

～中小企業の生産性向上を支援します～

石川県の最低賃金は、令和元年10月2日から832円に改正されました。本助成金を活用して業務の効率化を図り、最低賃金引上げに対応しましょう。

業務改善助成金とは

事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は下記及び裏面を参照してください。



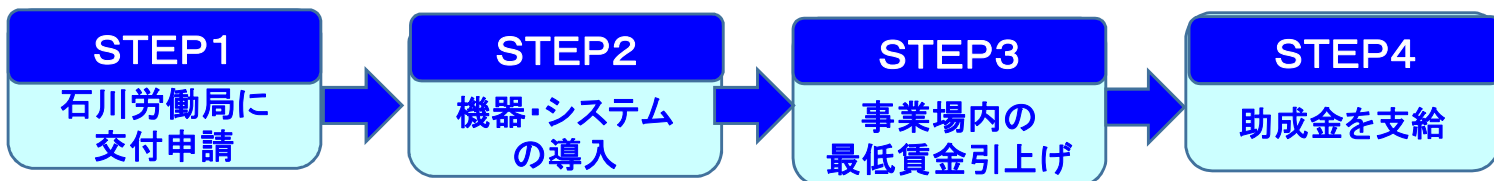
- ・ 飲食業 ⇒ 食器洗浄機、スチームコンベクションオーブン、オーダーエントリーシステム
- ・ 建設業 ⇒ 工事現場用清掃機器、ミニショベル
- ・ 清掃業 ⇒ 自動床洗浄機、軽量コードレスのウエットバキューム
- ・ 自動車整備業 ⇒ ヘッドライトテスター、門型リフト、作業スペースの増設
- ・ その他・・・業務管理システム（出退勤管理）、販売管理ソフト（見積・請求書発行）

「業務改善助成金」の概要

助成対象事業場	助成率	引上げる労働者数	助成上限額
石川県内の事業場で ①事業場内最低賃金が 832～862円 及び ②事業場規模30人以下	3 / 4 生産性要件を 満たした場合は 4 / 5 <small>(※)</small>	1～3人	50万円
		4～6人	70万円
		7人以上	100万円

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

●支給までの流れ

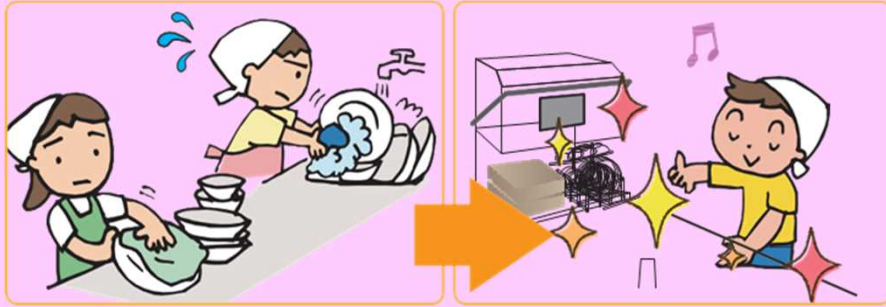


問合せ先

- ◇助成金について……石川労働局 雇用環境・均等室 【電話】076-265-4429
- ◇最低賃金について…石川労働局 労働基準部賃金室 【電話】076-265-4425

このように賃金を引き上げました！ <取組事例>

機械設備、システムの導入により、業務の効率化を図り、事業場内の最低賃金を上げた事例を紹介しますので、ご参考としてください。



<宿泊業>

新型食洗機の導入により、手作業による予洗いを機械化、食器洗いの時間及び水道光熱費燃料費が削減し、時間給を50円引き上げた。

<飲食業>

真空充填機の導入で、ハンバーグでは、充填作業時間が95%削減、作成時間が58%削減、生産可能量が2.3倍程度に増加した。



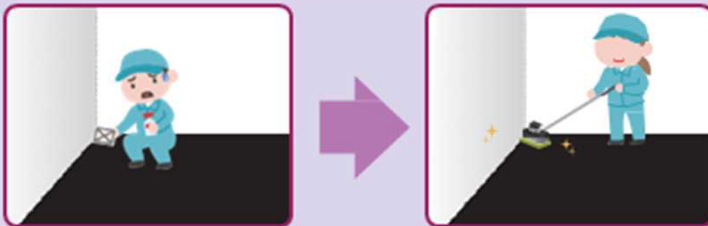
1日に生産可能なハンバーグ

60kg

1日に生産可能なハンバーグ

140kg

2.3倍



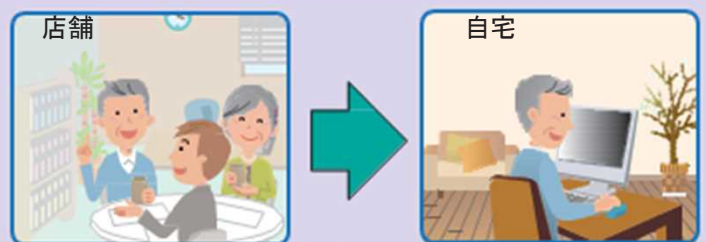
1回の作業時間が20%短縮

<清掃業>

手作業で行っていた清掃業務を機械化した。清掃時間の短縮によって生産性が向上し、5人の従業員の時間給を30円引き上げた。

<販売業>

ホームページに見積もりシステムを導入。見積もり作成にかかる時間の短縮及び成約率の向上によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給を60円引き上げた。



見積もりを作成する時間が短縮



原価管理・生産管理の作業時間が75%短縮

<社会福祉>

原価率や生産状況を一元管理できるシステムを導入したことで、生産管理業務が効率化し、6人の従業員の時間給を30円引き上げた。

※上記の設備投資には、表面の「業務改善助成金」を活用しています。